

高知県内部統制基本方針

県勢浮揚に向けて、限られた人員で県民サービスを提供していくためには、本県の事務の管理及び執行が各法令に適合し、安定的、持続的、効率的、効果的、かつ適正に行われることを確保していく必要があります。また、過去のモード・アバンセ事件のような県が組織として不適切な政策決定を行うことを防ぐとともに、県民本位の公平・公正な行政運営を行うことができるよう、地方自治法第150条第1項に規定する内部統制に関する方針を次のとおり定めます。

1 内部統制の目的と取組の方向性

次に掲げる内部統制の目的を達成するよう、組織的に取り組みます。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行できるよう、リスクを把握及び管理し、自律的なチェックや、業務手順の見直し等に取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告等の信頼性を確保するため、適正な手続きによる報告等の作成、情報の適切な保管及び管理に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職務の執行が法令等に適合し、公平・公正に行われるよう組織としてチェックできる体制づくりに取り組みます。

(4) 資産の保全

県が保有する資産について、適正な手続きに基づく取得、使用及び処分等により、その保全に取り組みます。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は次に掲げる事務とします。

(1) 財務に関する事務

(2) 個人情報保護に関する事務

(3) コンプライアンスに関する事務

3 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し、有効に機能するよう、次のとおり取り組みます。

(1) 全庁的な推進体制の構築

副知事を実務責任者とする全庁的な推進体制を構築します。

(2) 評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価を行い、県民に公表します。

(3) 監査委員との連携

監査委員との情報共有や意見交換等を行い、より効果的な内部統制の整備及び運用に努めます。

4 内部統制の改善

内部統制の運用を行いながら、内部統制の整備及び運用について改善を図ります。

令和2年3月23日

高知県知事

濱田省司